

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第七号イ中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六」を「第十七条の五、第十七条の六、第十七条の七」に改め、同号口中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号八中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同号二中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

第八条第一号中ホを削り、ヘをホとし、トからナまでをヘからネまでとし、ラからウまでを削り、中をナとし、ノからママまでをラからノまでとする。

附 則

この規則は、平成二十二年八月十日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第二号イ中「計画変更の命令等」を「計画の変更命令等」に、「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号口中「改善命令及び一時停止命令」を「改善命令等」に、「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同項第四号ハ中「第十四条の七」を「第十四条の八」に改め、同表環境対策課長の専決事項の項第二号イ中「実施制限期間の短縮」を「実施制限期間短縮」に、「第十七条の十二」を「第十七条の十三」に改め、同表保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中「ト」を「リ」に、「チ」を「又」に、「リ」を「ル」に、「又」を「ヨ」に改め、同号ハ中「制限及び停止」を「制限命令及び停止命令」に改め、同号トを同号リとし、同号中チからヲまでを又からカまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 一時預かり事業を行う者に対する措置命令並びに事業の制限命令及び停止命令(第三十四条の十三)

チ 家庭的保育事業を行う市町村に対する措置命令並びに事業の制限命令及び停止命令(第三十条の四、第三十六)

別表第一子育て支援課長の専決事項の項第一号中「チ」を「ヨ」に、「リ」を「ワ」に改め、同号トを同号ルとし、同号中チからヲまでをラからシまでとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 児童自立生活援助事業を行う者及び小規模住居型児童養育事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第三十四条の四)

リ 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第三十四条の十三)

又 家庭的保育事業を行う市町村に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第三十四条の十六)

別表第一子育て支援課長の専決事項の項第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 指定試験機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第十八条の十六)

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十五号イ中「第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十七条の十二」を「第十七条の五、第十七条の六、第十七条の七、第十七条の十三」に改め、同号口中「第十七条の十二」

を「第十七条の十三」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年八月十日から施行する。